

ビタミンM NO.59

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (平成29年4月号)

＜今月のトピックス＞
・時間外労働の上限規制等
・社会保険の報酬とは

時間外労働の上限規制等

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”
“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

昨今問題視されている長時間労働問題ですが、時間外労働の上限規制等について内閣官房・厚生労働省、連合、経団連の3者は実行計画の取りまとめに向けて、以下の通り、働き方改革実現会議に提案しています。

1. 時間外労働の上限規制

週40時間を超えて労働可能となる時間外労働時間の限度を、原則として、**月45時間かつ年360時間**とし、違反には次に掲げる特例を除いて罰則を課す。

〈特例〉

臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回ることができない時間外労働時間を**年720時間(月平均60時間)**とし、年720時間以内において、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回ることはできない以下の上限を設ける。

- ① 2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の平均で、いずれにおいても、休日労働を含んで**80時間以内**を満たさなければならないとする。
- ② 単月では、休日労働を含んで**100時間未満**を満たさなければならないとする。
- ③ 時間外労働の限度の原則は、月45時間、かつ、年360時間であることに鑑み、これを上回る特例の適用は、年半分を上回らないよう、年6回を上限とする。

労使が上限値までの協定締結を回避する努力が求められる点で合意したことと鑑み、さらに可能な限り労働時間の延長を短くするため、新たに労働基準法に指針を定める規定を設けることとし、行政官庁は当該指針に関し、使用者及び労働組合等に対し、必要な助言・指導を行えるようにする。

2. パワーハラスメント防止対策、メンタルヘルス対策

労働者が健康に働くための職場環境の整備に必要なことは、労働時間管理の厳格化だけではない。上司や同僚との良好な人間関係づくりを併せて推進する。このため、職場のパワーハラスメント防止を強化するため、政府は労使関係者を交えた場で対策の検討を行う。併せて、過労死等防止対策推進法に基づく大綱において、メンタルヘルス対策等の新たな目標を掲げることを検討するなど、政府目標を見直す。

3. 勤務間インターバル制度

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法を改正し、事業者は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならない旨の努力義務を課し、制度の普及促進に向けて、労使関係者を含む有識者検討会を立ち上げる。また、政府は、同制度を導入する中小企業への助成金の活用や好事例の周知を通じて、取り組みを推進する。

4. 見直し

政府はこの法律の施行後5年を経過した後適当な時期において、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

社会保険の報酬とは

社会保険料の算出をする際の報酬について教えてください。



社会保険でいう報酬とは、賃金・手当・賞与その他名称を問わず、労働の対償として受ける全てのものを言います。



通勤手当は、社会保険では報酬に含まれるのですか？



はい。所得税法で非課税限度枠が設定されている通勤手当も社会保険では報酬に含まれます。また、報酬は通貨だけに限らず、通勤定期券・回数券・食券など現物で支給されるものも報酬として取り扱われます。



結婚や出産時の祝金、災害にあった従業員への見舞金、また、永年勤続表彰金の支給を今後検討しているのですが、これらも報酬に含まれるのでしょうか？



報酬は労働の対償として受ける全てのものを指しますので、事業主が恩恵的に支給する祝金や見舞金、永年勤続表彰金等は含まれません。また、出張旅費や交際費等の実費弁償的なものも報酬には含まれません。



ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。

また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点の内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者：社会保険労務士 岩田健
執筆担当者：社会保険労務士 児島和成

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: H29.3.15
NK-GROUP

イラスト協力: WANPUG